

# 65歳以上の方へ 介護保険料の お知らせ



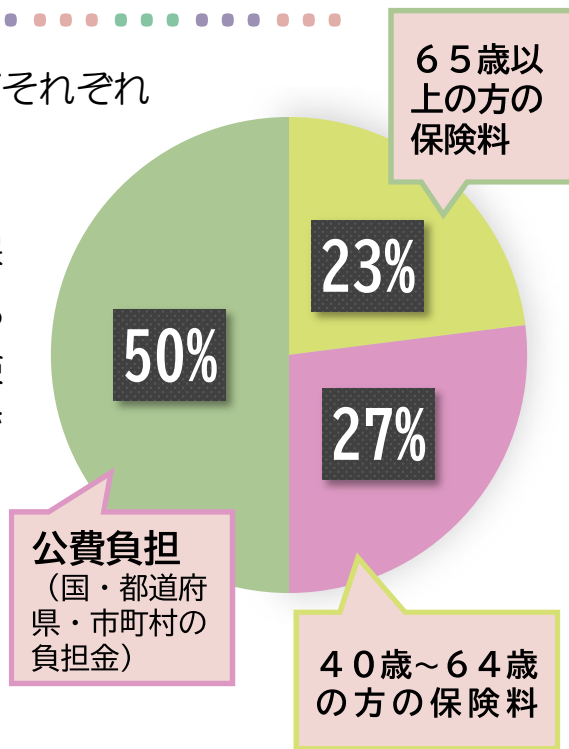
令和6年度の介護保険料は裏面をご覧ください。

## 介護保険の財源に占める 保険料の負担割合について

介護保険制度の財源は、保険料と公費がそれぞれ半分ずつ負担しています。

このうち40～64歳の方（第2号被保険者）が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料が23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスが受けられるように保険料は必ず納めましょう。



## 介護保険料算定の一覧表



介護保険料は、市町村で必要な介護サービス費用をまかなうために、算出された基準額をもとに所得段階別に設定されます。※第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）における所得段階と負担割合

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.20※	11,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.30※	17,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.55※	31,600円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	48,900円
第5段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得と課税年金収入額の合計が80万円超	恵庭市の基準額 (4,800円/月)	57,600円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.25	72,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満	基準額×1.30	74,800円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額×1.50	86,400円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額×1.75	100,800円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満	基準額×1.85	106,500円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.10	120,900円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.30	132,400円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.40	138,200円

※第1段階、第2段階、第3段階は公費を投入することによって保険料が軽減されており、低所得者の方の負担が重くならないような仕組みとなっています。

《令和6年1月2日以降に恵庭市に転入された方へ》

1月1日現在恵庭市に住民票がない方の介護保険料は、仮算定しています。保険料確定後、金額の変更があった場合は、翌月に変更通知書にてお知らせします。